



Scope3排出量削減のための企業間連携による 省CO2設備投資促進事業

事業要件の詳細（案）

※あくまでも現時点での案であり、公募開始時には変更している可能性があります。

2025年 5 月

環境省 地球環境局 地球温暖化対策事業室



Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



【令和7年度予算額 2,000百万円（新規）】

※3年間で総額 5,000百万円の国庫債務負担



バリューチェーン内の代表企業が複数の中小企業等と連携して行う、省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では自社以外の取引先等におけるCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増していることから、バリューチェーンを構成する複数の中小企業等と連携して、Scope3の削減に資する省CO2設備投資を促進することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力強化やGX市場創造を図る。

2. 事業内容

代表企業と取引先である連携企業（中小企業等が中心）が行う省CO2効果の高い設備の導入を補助金で支援する。

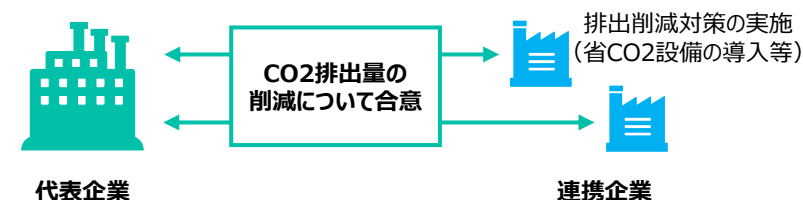
- 主要要件：
 - ・ 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、大企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意を行っていること
 - ・ 代表企業は、2 者以上の連携企業と本事業の合意を締結すること
 - ・ 代表企業は、「GX率先実行宣言」を行っていること
- 補助対象設備：現在の設備に対して30%以上の省CO2効果が見込める設備の導入
- 補助率：中小企業：1/2
大企業：1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）
- 補助上限額：1 5 億円（1 事業者につき）
- 事業期間：最大 3 カ年

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和 7 年度～

4. 事業イメージ

良好なパートナーシップのもと脱炭素化を推進



バリューチェーン全体の
省CO2設備投資の促進

事業効果



事業参画者

代表企業

自社のScope3にあたる
CO2を排出する企業と連携して
バリューチェーンの脱炭素化の取組を
主導する企業



- ✓ 代表企業の要請を受けて、
連携企業が脱炭素化に
つながる設備導入を実施
- ✓ 代表企業も自社の
CO2排出削減を実施

連携企業

代表企業のScope3削減に資する企業
※ 代表企業の連結財務諸表における子会社及び
関連会社等は、代表企業のScope1・2扱いとし、
連携企業とはならないこととする



支援対象となるScope3カテゴリー

支援対象とするScope3のカテゴリーは、応募が想定される関係性を考慮し、代表企業からみて「購入した製品・サービス」、「輸送、配送（上流）」、「事業活動から出る廃棄物」「輸送、配送（下流）」及び「販売した製品の廃棄」のScope3カテゴリーに位置する事業者を連携企業とする。

1	購入した製品・サービス	応募可能
2	資本財	×
3	Scope1,2 に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	×
4	輸送、配送（上流）	応募可能
5	事業活動から出る廃棄物	応募可能
6	出張	×
7	雇用者の通勤	×
8	リース資産（上流）	×
9	輸送、配送（下流）	応募可能
10	販売した製品の加工	×
11	販売した製品の使用	×
12	販売した製品の廃棄	応募可能
13	リース資産（下流）	×
14	フランチャイズ	×
15	投資	×

事業参画者の要件

企業の排出量等の状況に応じて、本事業に参画する場合の民間企業の実要件は下表のとおり。

企業の状況	代表企業となるための要件	補助事業を実施する要件	
		代表企業として実施	連携企業として実施
基本要件	2者以上の連携企業とCO2排出削減の合意を締結する予定であること - GX率先実行宣言を行っていること	2者以上の連携企業が当該年度の交付決定を受けていること - 直近2期で連続の債務超過がないこと	- 代表企業とCO2排出削減の合意を締結していること - 直近2期で連続の債務超過がないこと
① GXリーグに参画している場合	追加要件は無し		追加要件は無し
② GXリーグに参画していない場合でCO2排出量が20万t以上	※ 要件の（i）～（iii）を満たすこと		※ 要件の（i）～（iii）を満たす場合
③ GXリーグに参画していない場合でCO2排出量が20万t未満または中小企業の場合	※ 要件の（iii）を満たすこと		※ 要件の（iv）を満たすこと
共通要件	- 企業の成長（例：コスト競争力の向上、海外市場の獲得）につながる今後の方針を策定すること - 必要な人材の確保に向けた取組（例：継続的な賃上げ、職場環境の整理）を進めること		

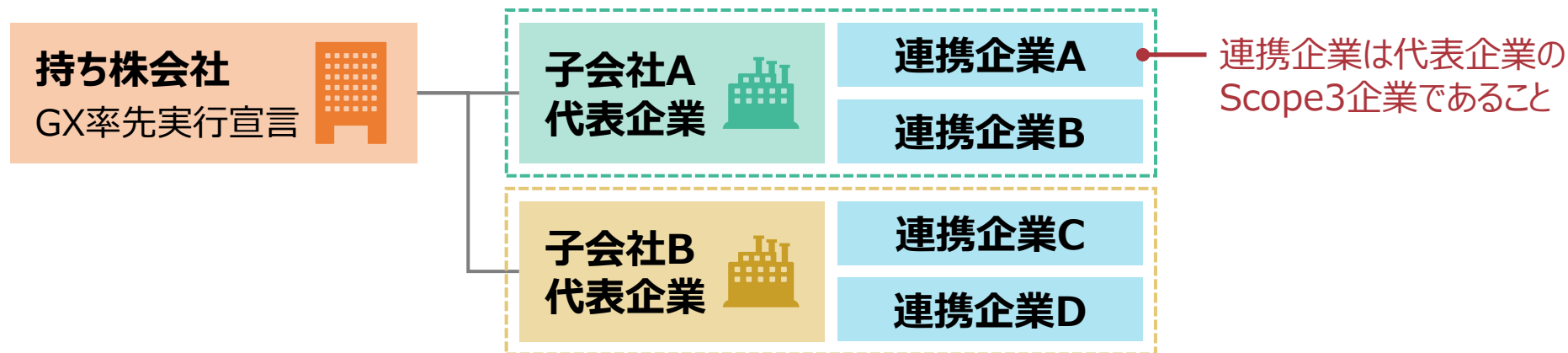
※ GXリーグに参加していない場合の実要件

- （i） 国の温室効果ガス排出削減目標に貢献するため、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指し、国内でのScope1・2に関する削減目標を設定し公表するとともに、進捗状況を毎年報告・公表する。
- （ii） （i）の目標達成ができない場合、J-クレジット等の適格クレジットを調達する又は未達理由を報告・公表する。
- （iii） サプライチェーン全体でのGX実現に向けた取組を促進する。
条件：Scope3の目標があること・最低Scope3何トンか把握していること・何か対策するのか設定していること・HPで公表していること
- （iv） 温室効果ガスの排出削減のための取組を実施する。（例：自社の二酸化炭素排出削減目標の策定、自社の省エネ/再エネ目標の策定）

代表企業・連携企業の詳細要件（1）

- 代表企業は、グループ会社含め他社の連携企業にはなれない。
 - 連携企業として交付申請した事業者は、その年度は代表企業にはなれない
（連携企業としてR7-8事業を行っている場合、R8に新たな事業としての代表企業になることは可能）。
- ※なお、R8年度事業においては、本予算事業に係るR8年度予算が成立されることが前提である。
- 代表企業になると、その年度は取り下げできない。
 - 代表企業は連携企業2者とCO2排出削減の合意を交わし、その2者が年度内に交付決定を受けなければならない（連携企業2者が交付決定に至らなかった場合、連携企業1者がすでに補助金交付決定済であっても交付決定を取り消す可能性がある。）。
 - 代表企業はGX率先実行宣言のいずれのグレードでもなることは可能。
 - 持ち株会社がGX率先実行宣言を行っている場合、子会社が代表企業となることは可能。
- ※ 連携企業となれるのは代表企業となった子会社のScope3企業に限る

持ち株会社がGX率先実行宣言を行っている場合、子会社が代表企業になることは可能

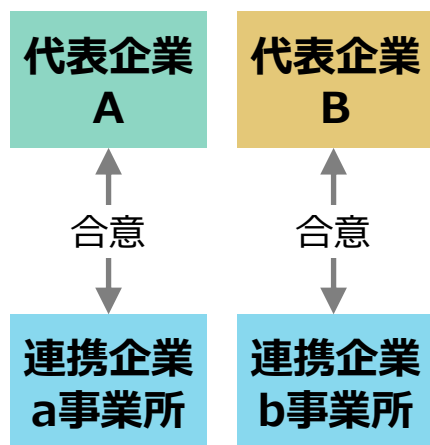


代表企業・連携企業の詳細要件（2）

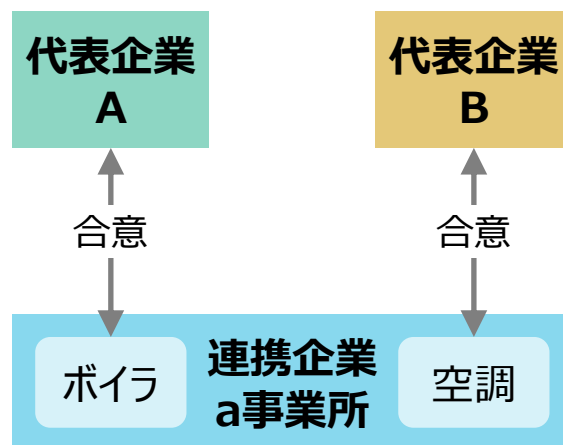
- 連携企業の1つの「排出削減事業所（補助事業を行う工場・事業場）」は、1つの代表企業とのみCO2削減の合意を交わし、交付申請が可能。別事業所であれば、異なる代表企業の連携企業となることは可能。
- 代表企業の2次サプライヤー等が申請する場合は、代表企業（と1次サプライヤー）と2次サプライヤーがCO2削減の合意交わすことで、2次サプライヤーは交付申請が可能。
※ その場合、1次サプライヤーが本事業の交付申請を行うことは必ずしも必要無い

連携企業の1つの事業所は1つの代表企業と締結可能

○ 下記は可

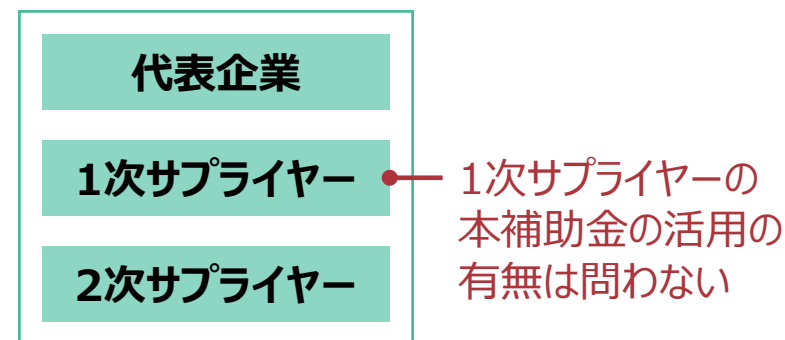


✕ 下記は不可
(連携企業の1つの事業所は1つの代表企業とだけ紐付け)

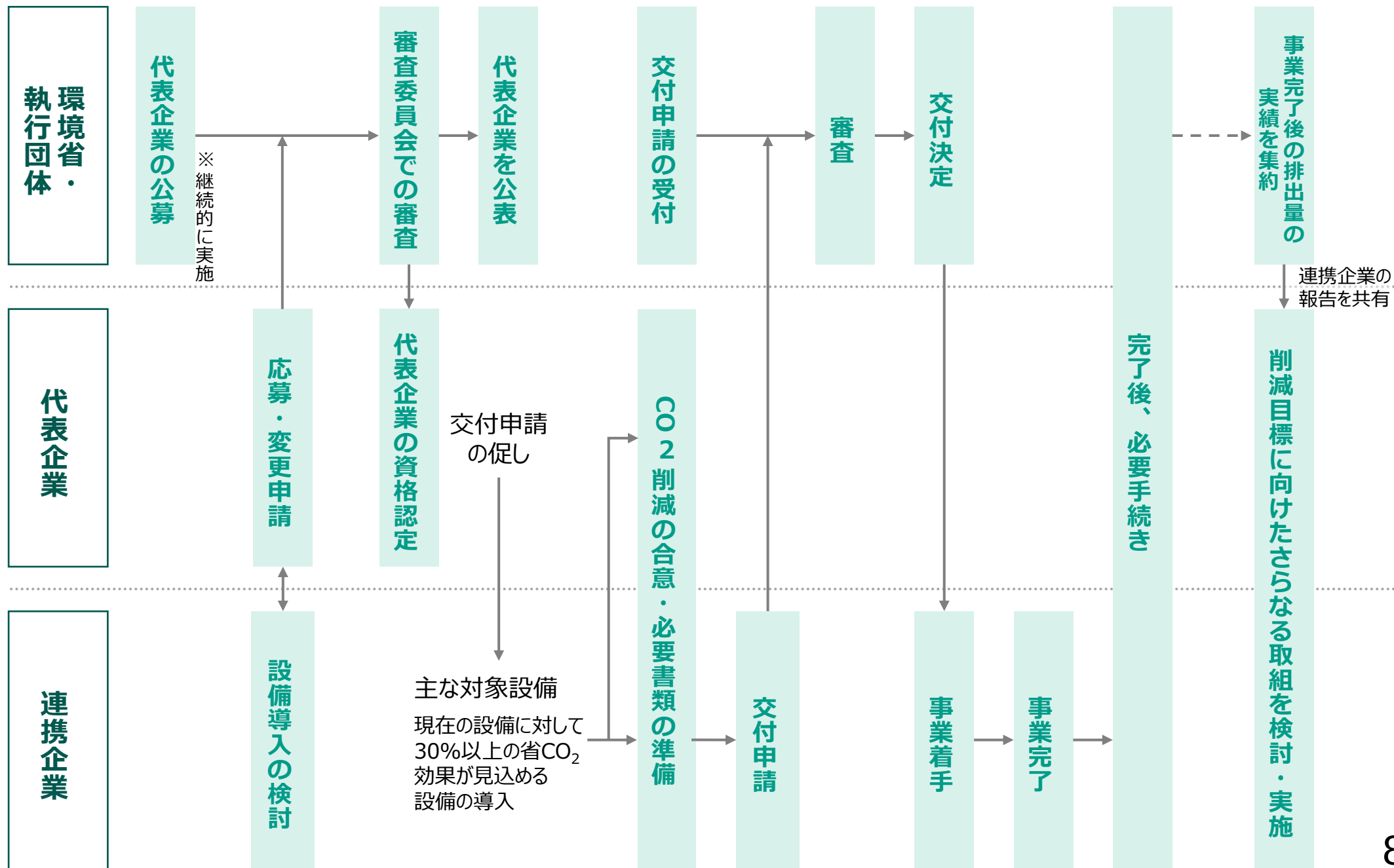


2次サプライヤーと締結する場合

3社で合意書を締結
(代表企業-2次サプライヤーのみでも可)



全体スキーム



CO2排出削減計画の合意について

- 代表企業と連携企業は、連携企業の排出削減事業所におけるCO2排出削減計画について合意を締結する。
- 企業毎にこれまでの取組状況や今後の対策が異なるため、一律の削減量・削減率の基準の設定は困難。各社の状況に応じて、代表企業と連携企業が協議し、削減計画に合意することとする。

CO2排出削減計画の記載内容

- 連携企業のScope3カテゴリー
- 削減を行う対策の内容
(本事業の補助対象以外の取組についても記載可能)
- 連携企業の排出削減事業所における現状のCO2排出量（過去3年程度の平均）、目標年度排出量（補助事業完了後の目標排出量）

CO2排出削減計画

計画策定日：令和〇年〇月〇日

代表企業名	●●●●●
連携企業名	●●●●●
排出削減事業所	●●●●●
SCOPE3 カテゴリー	●●●●●

対象事業所における下記のCO2排出削減に向けた取組について、代表企業と連携企業は良好なパートナーシップのもと連携して着実に実施します。

<CO2排出削減に向けた取組>

※必要に応じて行を追加してください。

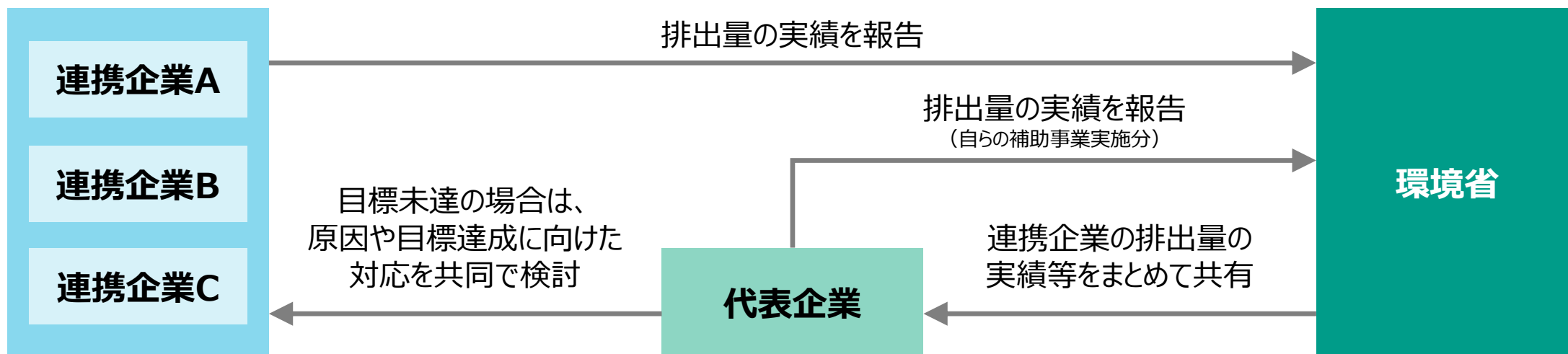
	取組内容	実施期間	CO2削減量の見込み
本補助事業として取組む内容	： ●●の導入	R7～R8	t-CO2
本補助事業として取組む内容	： ●●●●●		t-CO2
本補助事業として取組む内容	： ●●●●●		t-CO2
本案件外として取組む内容	： 再エネ電力の調達		t-CO2
本案件外として取組む内容	： ●●●●●		t-CO2
本案件外として取組む内容	： ●●●●●		t-CO2

<エネルギー源の削減見込>

活動量・稼働量	対策実施前		対策実施後		差分
	百万円	※売上げ高	百万円	※売上げ高	
商用電力	kwh	： 0 t-CO2	kwh	： 0 t-CO2	0 t-CO2
都市ガス	千Nm ³	： 0 t-CO2	千Nm ³	： 0 t-CO2	0 t-CO2
LNG	t	： 0 t-CO2	t	： 0 t-CO2	0 t-CO2
LPG	t	： 0 t-CO2	t	： 0 t-CO2	0 t-CO2
A重油	kL	： 0 t-CO2	kL	： 0 t-CO2	0 t-CO2
B・C重油	kL	： 0 t-CO2	kL	： 0 t-CO2	0 t-CO2
軽油	kL	： 0 t-CO2	kL	： 0 t-CO2	0 t-CO2
灯油	kL	： 0 t-CO2	kL	： 0 t-CO2	0 t-CO2
揮発油(ガソリン)	kL	： 0 t-CO2	kL	： 0 t-CO2	0 t-CO2
その他		： 0 t-CO2		： 0 t-CO2	0 t-CO2
小計		0 t-CO2	小計	0 t-CO2	小計 0 t-CO2
再エネ電力調達	-	0 t-CO2	再エネ電力調達	-	0 t-CO2
その他オフセット	-	0 t-CO2	その他オフセット	-	0 t-CO2
合計		0 t-CO2	合計	0 t-CO2	合計 0 t-CO2

事業完了後の報告について

- 連携企業は事業完了後の排出量を環境省に報告。環境省からその結果を代表企業に報告する。
- 目標未達の場合は、代表企業と連携企業が目標達成に向けて共同で検討。
- 代表企業がバリューチェーン企業の排出量をモニタリングし、Scope3の削減を着実に実施。



※ EEGSでの報告も義務づける。
また、補助事業実施期間中の排出量もEEGSにて報告を行うこととする

補助対象設備等について

- 補助金を受ける事業者が交付申請を行い、応募内容に関する確認や補助金手続きも補助金を受ける事業者に対して行う。
- 補助事業の要件について、下記のとおり検討。

補助対象設備

補助対象設備は、現在の設備構成におけるCO2排出量と比較して、**30%以上**のCO2排出削減ができる設備の導入とする。

- ※ 電化・燃料転換・高効率化・熱回収等とする（太陽光発電設備は補助対象外）
- ※ 10万円／t-CO2の費用対効果を満たすこと
- ※ 投資回収年数は3年以上であること

補助率・補助上限等

- **補助率：**
 - 中小企業：1/2
 - 大企業：1/3
（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2／年※以上削減する場合の補助率は1/2）
 - **補助上限：**
15億円
（設備導入をする1事業者あたりの応募事業の後年度分も含めた総額）
 - **補助対象経費：**設備費及び工事費
 - **事業期間：**最大3カ年
- ※ 1つの排出削減事業所で3,000t-CO2／年の削減とし、この排出削減事業所の事業のみが補助率1/2となる

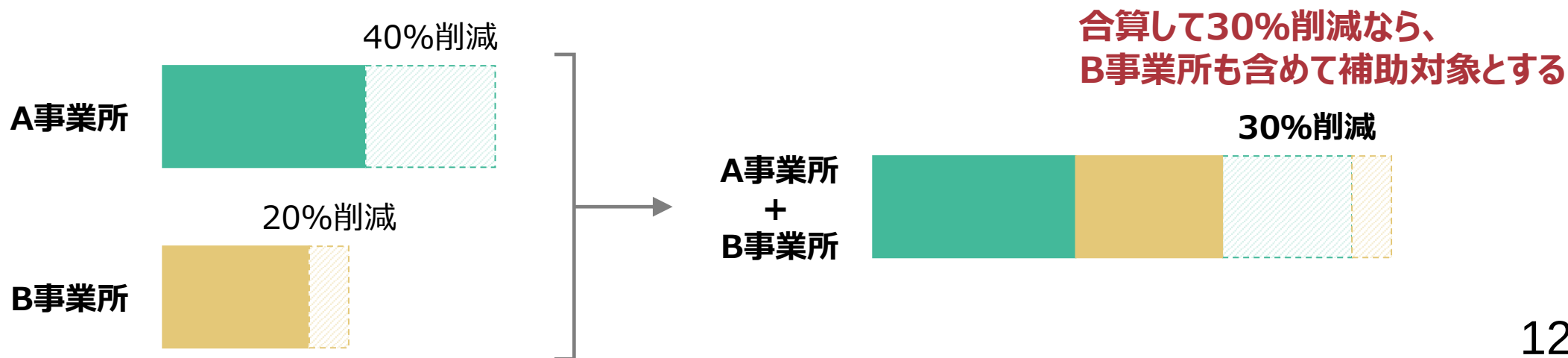
代表企業が補助事業を実施する場合の要件

- ✓ 代表企業は2者以上の連携企業が交付決定を受けている場合に本事業の交付申請が可能。
- ✓ 上記を満たす場合は、代表企業の子会社等が補助事業を実施することも可能。
その場合は、代表企業グループ全体での補助上限を15億円とする。

交付申請の単位や削減率の考え方（1）

- 交付申請は排出削減事業所単位で行う。
- CO2排出削減率30%以上は事業者単位で達成すること（同一事業者のA事業所・B事業所の排出量・削減量を合算して削減率を算出、**ただし1つの事業所では最低限15%以上は削減すること。**）。
- A事業所（単体で30%以上の削減率）を先に交付申請した後に、B事業所（単体で20%の削減率、A事業所との合算では30%以上を満たす）を交付申請することは可能。（ただし、CO2排出削減率30%を超えていないB事業所を先に交付申請することは不可。）
- A事業所での事業が中止になった場合は、単体で削減率要件を満たせないB事業所も交付決定を取り消す（事業完了済であれば補助金返還を求める）場合がある。

同じ事業者が持つ複数の排出削減事業所のCO2削減量は合算して算出



交付申請の単位や削減率の考え方（2）

- 同一排出削減事業所内において、例としてR7-R8のボイラ工事とR8-R9の空調工事を一体的な事業として、R7に3カ年事業の交付申請を行うことは可能（ただし、各工事を合算した削減率が30%以上を満たしていることが必要）。
- 複数年度事業の場合、各年度の交付決定額は変更不可であるが、工事工程の変更は可とする。
- 複数年度事業の場合、次年度予定の工事が中止となった場合は、事業全体の廃止として交付決定を取り消す（事業完了済の部分は補助金返還を求める）場合がある。
- R7に本事業を行ったA事業所にて、R8も新規工事を行いたい場合は、CO2排出削減計画を変更する必要があり、変更内容を代表企業と合意すればR8も工事は可能（ただし、R8工事単独で削減率要件の30%を満たしている必要がある）。

※ ただし、R7に交付決定済の排出削減事業所にて、同一年度に新規工事を追加する変更交付申請は不可とする
※ なお、R8年度事業においては、本予算事業に係るR8年度予算が成立されることが前提である。

年度を跨いだ工事を1つの事業で申請可能

R7-R8 : ○○工事

R8-R9 : △△工事

3カ年事業

単年計画から追加で翌年度も工事を行うことは可能

※ 追加時、CO2排出削減計画の変更について合意が必要

R7
A事業所



追加

R8
A事業所

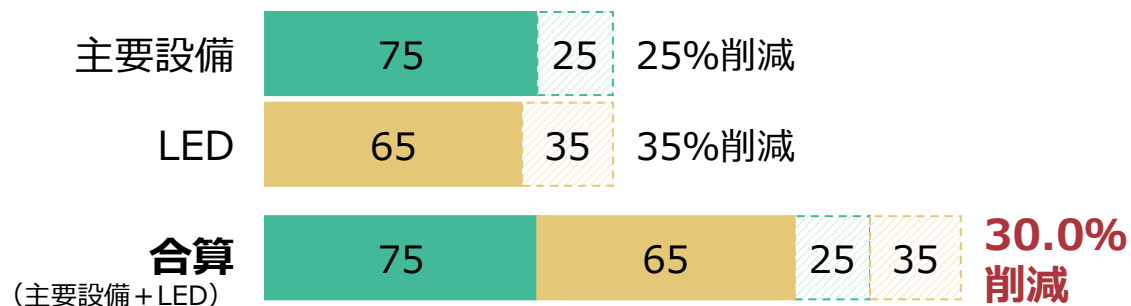


制御機能付きLED導入の考え方

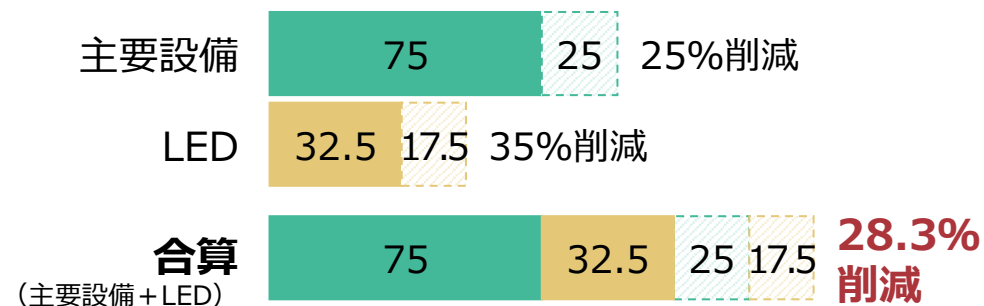
- LEDの更新は単体では補助対象外とするが、中小企業に限り主要設備の導入と併せて導入する制御機能付きLEDは補助対象とする。
- 制御機能付きLEDの排出量・削減量は主要設備の排出量・削減量と合算して30%以上の削減を満たすこととする（主要設備単体でも少なくともCO2排出量削減率は15%を求める）。
- 制御機能付きLEDを導入する場合、主要設備として導入する設備の補助額をLEDの補助上限額とする。

主要設備と制御機能付きLEDの合算の考え方 ※ グラフ内の数字はCO2排出量及び削減量を示す

① 削減30%以上達成



② 削減30%以上未達成



制御機能付きLEDの補助額について（中小企業の場合、補助率1/2）

	設備導入額	補助額
主要設備	1,000万円	500万円
LED	2,000万円	500万円

主要設備の金額が補助上限